

5 定款の変更

定款を変更するためには、総会で議決する必要があります。
 議決後に、所轄庁へ「定款変更認証申請」又は「定款変更届出」を行います。
 変更した内容が登記事項である場合は、法務局で変更の登記を行います。

定款変更認証申請	以下のいずれかを変更する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的 ・ 名称 ・ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 ・ 主たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る） →<u>県外への転出（所轄庁が他県になる場合）が該当。県内で移動する場合は届出（所轄庁は県内で変更）。提出先は移動前の所轄庁</u> ・ 社員の資格の得喪に関する事項 ・ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く） ・ 会議に関する事項 ・ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項 ・ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る） ・ 定款の変更に関する事項
定款変更届出	上記以外の事項のみを変更する場合

（1）定款変更認証申請

定款変更認証が必要な変更を行う場合、所轄庁へ「定款変更認証申請書」を提出します。変更後の定款は、認証を受けた日から有効となります。

＜定款変更認証の流れ＞

- 1) 総会で定款変更について議決
- 2) 所轄庁へ「定款変更認証申請書」提出
 - ・ 所轄庁による申請書類の公衆の縦覧（申請書受理日から1か月間）
 - ※申請受理日から2週間未満は、申請書類の軽微な補正が可能（P55）
- 3) 所轄庁による審査、認証・不認証の決定
 - ※認証された場合、認証日から変更後の定款が有効となる
- 4) 変更内容に登記事項がある場合、法務局において変更の登記
- 5) 変更の登記を行った場合、所轄庁へ「定款変更登記完了提出書」提出
- 6) 「変更後の定款」「定款変更にかかる登記事項証明書の写し」をNPO法人の事務所において閲覧に供する。
 - ・ 所轄庁においても一般の閲覧に供する

◇所轄庁へ提出する書類

(1) 必ず提出が必要な書類

書類の名称	提出部数	縦覧書類	参照ページ
定款変更認証申請書（島根県規則様式）（※1）	1	—	P89①
定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）	1	—	P90②
定款の変更部分の新旧対照表及び変更後の定款	2	○	—
【事業の変更の場合のみ必要な書類】 定款変更の日（※2）の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書	2	○	P52⑩ P53⑪

※1 所轄庁の変更（県外）の場合は、転出先の様式になります。

※2 「定款変更の日」とは「定款変更認証の日」をいいます。

(2) 「所轄庁の変更」を伴う変更を行う場合（※）は、上記に併せて次の書類を提出します。

※県内の所轄庁の変更は、届出になります。

書類の名称	提出部数	縦覧書類	参照ページ
役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2	○	P44③
確認書	1	—	P48⑦
前事業年度の事業報告書等（※）	1	—	—

※前事業年度の事業報告書等、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

（設立後これらの書類が作成されるまでの間は、設立時の事業計画書、活動予算書、財産目録）

【Memo】定款の附則

定款の附則は、定款変更によって内容が変わっても原則修正は行いません。

附則は、設立当初に定めた事項や、定款の変更の履歴を記録しておくものです

（定款変更認証を受けて定款を変更する場合の附則の記載例）

附 則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成〇〇年〇〇月〇〇日）から施行する。

（定款変更届出により、定款を変更する場合の附則の記載例）

附 則

この定款の変更は、総会の議決の日（平成〇〇年〇〇月〇〇日）から施行する。

(2) 定款変更届出

定款変更認証を要しない変更事項については、所轄庁へ「定款変更届出書」を提出します。

変更後の定款は、総会の議決により定めた日から有効となります。

<定款変更届出の流れ>

- 1) 総会で定款変更について議決
- 2) 所轄庁へ「定款変更届出書」提出
- 3) 変更内容に登記事項がある場合、法務局において変更の登記
- 4) 変更の登記を行った場合、所轄庁へ「定款変更登記完了提出書」提出
- 5) 「変更後の定款」「定款変更にかかる登記事項証明書の写し」をNPO法人の事務所において閲覧に供する
 - ・所轄庁においても一般の閲覧に供する

◇所轄庁へ提出する書類

書類の名称	提出部数	参照ページ
定款変更届出書（島根県規則様式）	1	P91③
定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）	1	P90②
変更後の定款	2	—

(3) 定款変更登記完了提出

定款変更を行い、変更事項が登記事項である場合、法務局において変更の登記を行います。登記された後、所轄庁へ「定款変更登記完了提出書」を提出します。

◇所轄庁へ提出する書類

書類の名称	提出部数	参照ページ
定款変更登記完了提出書（島根県規則様式）	1	P92④
登記事項全部証明書（登記簿謄本。法務局で取得） ※原本1部とは別に、コピー1部添付	1※	—